

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘 8 丁目 11 地区を廃止する。

名 称
武庫之荘 8 丁目 11 生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

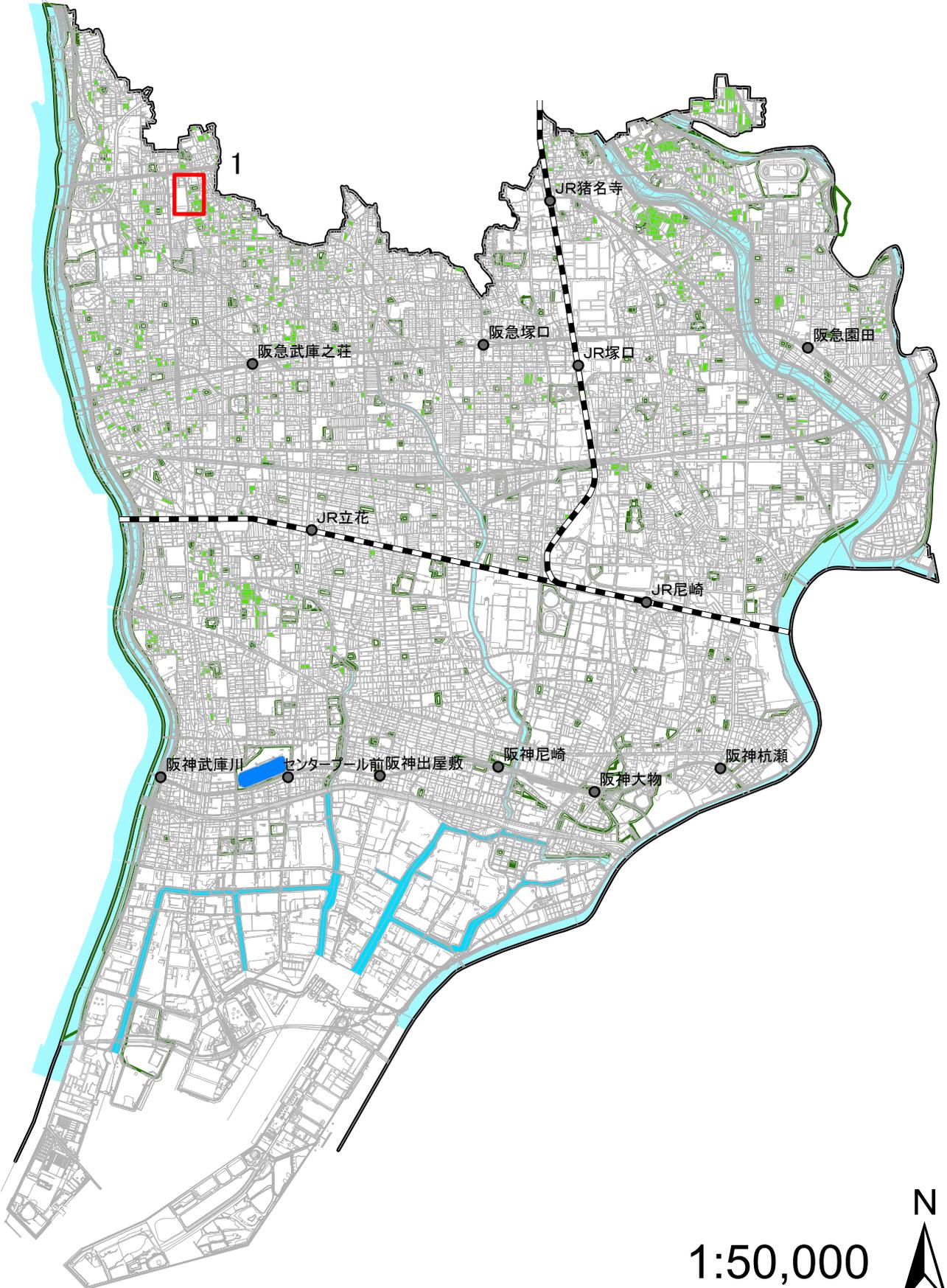
別添理由書のとおり

理 由 書

生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

またそれに伴い、同地区において、残る生産緑地面積が500㎡未満となり、同法第3条の指定要件を満たすものではなくなった。このため継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の廃止を行うもの。

生産緑地地区変更位置図（平成29年度）



1:50,000



-  生産緑地
-  都市計画公園緑地

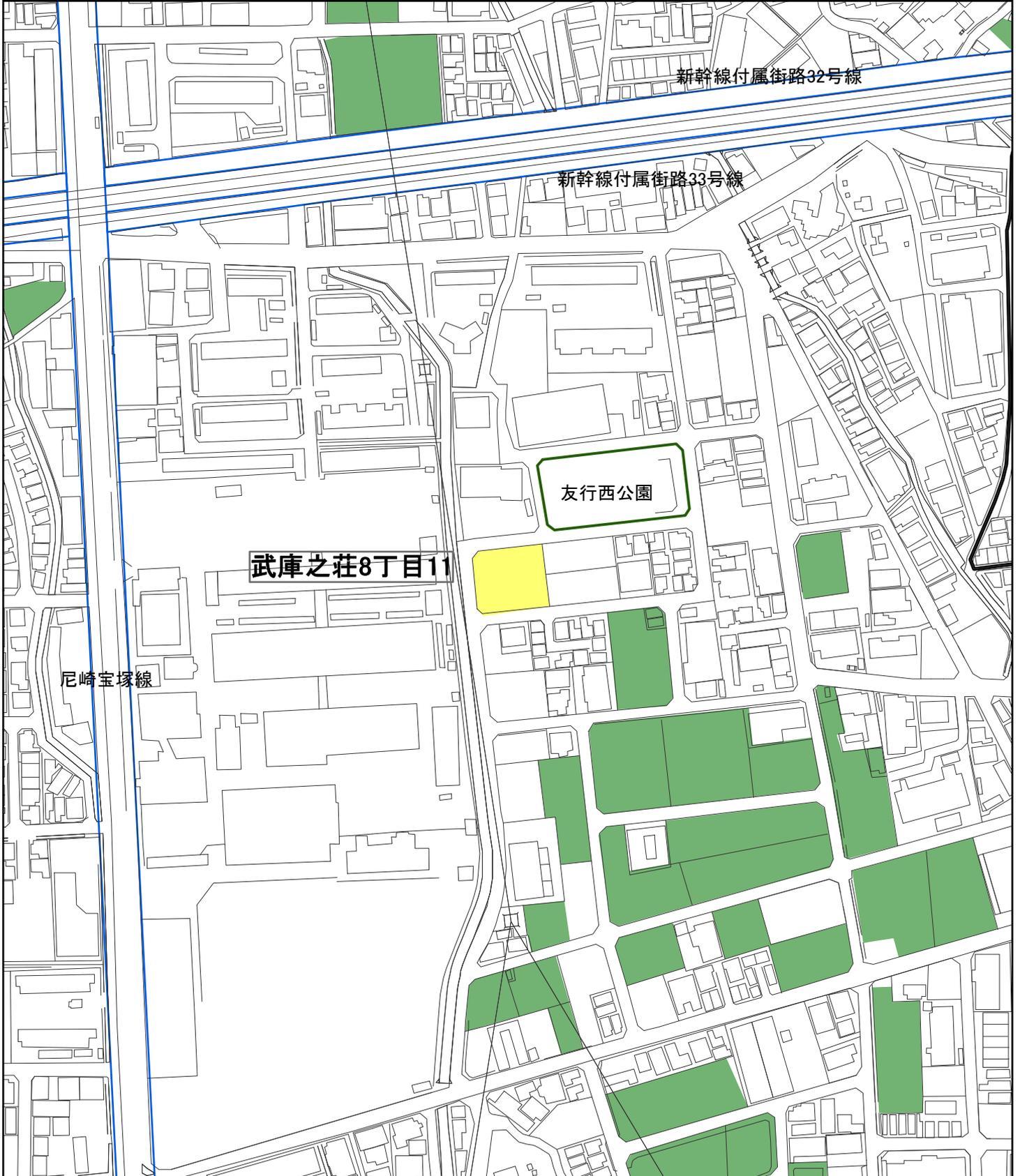
計画図1

凡例

-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 ha (㎡)	増減 ha (㎡)	変更後面積 ha (㎡)	発生理由
1	武庫之荘 8 丁目 11	地区の廃止	約 0.10 (973)	△ 約 0.10 (△973)	0	死亡・一部 道連れ解除
			約 0.10 (973)	△ 約 0.10 (△973)	0	

追加する地区数(0 地区)・変更する地区数(0 地区)・廃止する地区数(1 地区)

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	514 地区	513 地区
総 面 積 (B)	約 76.0 ha	約 75.9 ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 90.9 ha	※2 約 88.8ha
比 率 (B/A)	83.6 %	85.5%

※1 平成 28 年 1 月 1 日現在の面積

※2 平成 29 年 1 月 1 日現在の面積